

令和2年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

令和2年度に係る財政的援助団体等監査の結果については、令和4年5月17日に議会、知事、教育委員会及び公安委員会に報告（令和4年5月17日付け北海道公報第306号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
学校法人吉田学園	(1) 介護従事者確保総合推進事業補助金において、補助対象とならない事業着手日以前の経費及び翌年度事業に要する経費を補助対象経費としたことから、補助金47万1,330円が過大となっていた。	当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。 また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。
学校法人吉田学園	(2) 私立専修学校等管理運営費補助金において、補助金の配分額の基礎となる教員数を誤ったことから、補助金13万円が過大となっていた。 また、私立専門学校修学支援補助金において、対象となる学生数を誤ったことなどから、補助金12万3,400円が過大となっていた。 さらに、当該補助金において、授業料及び入学金の減免額を誤ったことから、学生に対して減免が過大となっているものが、3名分、8万100円、減免を行っていないものが、1名分、29万5,000円あった。	当該団体に対し、補助基準額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。 また、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。
一般社団法人北海道ハイヤー協会	(3) 道の補助事業の執行については、補助事業者等は善良な管理者の注意をもって行わなければならないが、補助事業の執行に当たり、補助事業者は大部分の業務を他の団体に担わ	当該団体に対し、事業の執行に当たっては、適切な事務処理を行うよう指導しました。

	<p>せ、進捗状況も把握しておらず、帳簿も一部を除き他の団体が保存しているなど、適切とは認められない補助事業の執行体制となっていた。</p> <p>また、補助金交付申請において、団体の議決機関に予算案を提出することを確約していたが、これを行っていなかった。</p> <p>さらに、正味財産増減計算書には、当該年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示しなければならないが、補助事業に係る収入と支出を含めていなかった。</p>
--	---

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 事業の執行に関するもの	(ア) 道との土地信託契約では、団体は、信託の収支計算について道へ報告しなければならないとされており、この報告には、処理に誤りがあった場合は、その事実や処理方法の是正の内容を含むものであるが、収支計算の取扱いにおいて、団体の規程によらず賃料の処理をしているものがあったことから、団体はこれを是正して道へ収支報告を行ったものの、処理に誤りがあったこと及び処理方法を是正したことについて、報告をしていないものがあった。	当該団体に対し、信託の収支計算に関する事項については、土地信託業務関係者の所掌事項及びチェック体制を明確化し、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(イ) 私立幼稚園等管理運営費補助金において、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書に事業決算の内容を記載した事業精算書を添付し、知事に提出しなければならないが、事業精算書に決算額ではなく、予算額を記載して提出している	当該団体に対し、補助金の実績報告に当たっては、関係規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。 なお、適正な事業精算書の再提出がありました。

	<p>ものがあつた。</p> <p>(ウ) 団体が道の補助金を財源として、他団体に対し交付した助成金については、間接補助金に該当し、この場合にあつては、団体は、間接補助事業者への交付決定に当たり、道が交付決定の際に付した条件と同一の条件を付さなければならないが、当該条件を付していないものが2件あつた。</p>	<p>当該団体に対し、間接補助事業者等への交付決定に当たっては、道が行つた交付決定と同一の条件を付さなければならないことを改めて周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(エ) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、補助対象とならない前年度に係る手当を補助対象経費に含めているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、補助金額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、再提出された実績報告書により、確定済みの補助金額には影響がないことを確認しました。</p>
	<p>(オ) 指定管理業務に係る資金の管理について、協定書では、他の会計と区分して経理し、独立した帳簿及び預金口座により管理しなければならないとされているが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、資金の管理については、北海道と協議の上、協定書の記載を見直し、今後は新たな協定書に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
イ 支出に関するもの	<p>(ア) 団体の規程では、職員等に支給する手当を定めているが、定めのない手当を支給しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 団体の規程では、期末手当の支給額については、支給の都度理事会で決定することとされているが、これを行っていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、期末手当の支給に当たっては、支給の都度理事会で承認を得る等、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
ウ 契約に関するもの	<p>(ア) 社会福祉施設整備費補助金において、当該施設整備事業の入札に係る予定価格について、実施設計に基づき理事会で決定していたが、これと</p>	<p>当該団体に対し、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、理事会等で議決された事項に</p>

	<p>異なる予定価格により入札を実施し、理事会で決定した予定価格を上回る金額で契約しているものがあった。</p> <p>また、予定価格及び最低制限価格の設定方法等については、決定書等により法人としての決定状況を明確にしなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>基づき施設整備工事を執行するに当たり、入札前に社会福祉法人から提出される入札執行予定報告書において、起工決定書（案）と議事録の議決内容の整合性等、事務手続が適正かどうか確認することなど、「建設工事手続マニュアル」に沿った事務手続を徹底するよう、指導・助言を行う各（総合）振興局に対し、改めて周知を行いました。</p>
	<p>(イ) 企画提案の内容及び金額により契約の相手方を決定する事業において、審査の結果を契約予定者に通知した後、契約予定者からの追加提案事項を受け入れて契約したことから、契約金額が公募した際の企画提案指示書における予算上限額を超えているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、契約事務に当たっては、内部管理を徹底するよう指導を行いました。</p> <p>また、当該団体内においても、全職員を対象に経理事務の研修を実施したことを確認しました。</p>
<p>エ 財産管理に関するもの</p>	<p>団体の規程では、団体が借用する固定資産については、団体の固定資産に準じ、固定資産台帳を備え、その増減等を記録しなければならないが、医療総合情報システムの賃貸借契約において借用したサーバやアプリケーションなどの固定資産について、当該台帳に記録していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、固定資産の借用に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>オ その他団体の経理に関するもの</p>	<p>(ア) 団体の規程では、事業計画及び収支予算については、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならないが、事業開始後に開催した総会において議決を得ているものがあった。</p> <p>(イ) 団体の規程では、事業計画については、毎会計年度開始前に理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見</p>	<p>当該団体に対し、事業計画及び収支予算の議決に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>当該団体に対し、事業計画の作成に当たっては、団体の規程に基づき、所定の手続を行うよう指導しました。</p>

	<p>を聴き、理事会において議決を得なければならないが、事業計画を作成していないものがあった。</p>	
	<p>(ウ) 団体の規程では、予算について、あらかじめ評議員会の同意を得て、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならないが、これらを年度開始後に行っているものがあった。</p> <p>また、決算については、毎会計年度終了後2か月以内に評議員会に報告し、その同意を得なければならないが、これらを行っていないものがあった。</p> <p>さらに、学校法人は、毎会計年度、事業計画を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、予算及び決算、並びに事業計画の作成に当たっては、団体の規程に基づき、所定の手続を行うよう指導しました。</p>
	<p>(エ) 団体の規程では、予算、決算は、経常会計及び特別会計により構成することとされ、このうち経常会計には、一般会計や中小企業相談所会計などの会計区分を設けていることから、収支決算については、それぞれ該当する会計別に作成することとなるが、「北海道スタイル」構築促進事業に係る補助金の収支について、中小企業相談所会計において整理し決算を行うべきところ、収入について一般会計により決算を行っているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、事業の執行に当たっては、団体の規程に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>ア 補助事業者において、補助対象とならない事業着手日以前の経費及び</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金については、返還の手続を行</p>

翌年度事業に要する経費を補助対象経費としたもの、補助金の配分額の基礎となる教員数を誤ったもの、関連する収入を交付金の算定上、自己財源に含めなかったものがあり、このため補助金等が過大となっているものなどがあった。

これらのことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して適切な事務処理を行うよう指導することが必要なものが2件あった。

イ 道の補助事業の執行については、補助事業者等は善良な管理者の注意をもって行わなければならないが、補助事業の執行に当たり、補助事業者は大部分の業務を他の団体に任せ、進捗状況も把握しておらず、帳簿も一部を除き他の団体が保存しているなど、適切とは認められない補助事業の執行体制となっているものがあった。

また、補助金交付申請において、団体の議決機関に予算案を提出することを確約していたが、これを行っていないものがあった。

さらに、正味財産増減計算書には、当該年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示しなければならないが、補助事業に係る収入と支出を含めていないものがあった。

これらのことから、所管部局においては、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、補助事業者の選定に当たっては、団体の事業執行体制について確認することが必要なも

い、当該金額の返納を確認しました。

また、補助金の額の確定に当たっては、提出された実績報告等の書類を十分精査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。

当該団体に対し、事業の執行に当たっては、適切な事務処理を行うよう指導しました。

また、当該団体が今後の事業執行に当たり、他の団体に業務を担わせることなく、当該団体内において適切に事業執行する体制とすることを確認したことから、引き続き、当該団体を補助対象として事業を実施しますが、今後も補助事業者の選定に当たっては、団体の事業執行体制について確認するよう努めます。

のがあった。

3 検討事項に対する措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>(1) 職業病・労働災害対策事業において、補助事業者は研修や講習会の受講料収入を得ているが、道は、補助事業の財源として、道費補助金以外の収入金がある場合の取扱いについて定めていないことから、当該補助事業に係る補助金の算定における受講料収入の取扱いについて検討する必要がある。</p> <hr/> <p>(2) ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業において、補助対象経費は割引乗車券等の販売に際し、購入者に対して割引した額などとされ、団体は、印刷製本に要した経費などのほか、販売時の割引額と同額の補助金の交付を受けている。</p> <p>一方、団体やタクシー事業者等においては、販売した割引乗車券等の利用に応じた精算を行っており、この結果、割引乗車券の購入者が使用しなかった当該乗車券の券面金額相当額が、精算を行う事業者等において残留していることから、その取扱いについて検討する必要がある。</p>	<p>当該団体に対し、寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行うよう指導するとともに、北海道告示に明示しました。</p> <hr/> <p>令和4年度ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業実施要綱において、補助対象となる乗車クーポン券については、利用実績に基づき精算を行うことを明確化しました。</p>